

自賠責保険

契約に関するお問い合わせ

自賠責お客さまサポートデスク

0120-281-552(通話料無料)

おかげ間違いにご注意ください。【受付時間】平日午前9時～午後5時

事故にあわれた際のご連絡先

自賠責事故受付センター

0120-281-110(通話料無料)

おかげ間違いにご注意ください。【受付時間】24時間365日

※このパンフレットは、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては「自賠責保険のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先

SJNK18-50074(2018.09.04)(23030338) [329660] -0201

■個人情報の取扱いについて

損保ジャパン等*は、本契約に関する個人情報を契約の履行および管理のために利用する他、自賠責保険以外の商品・サービスの案内または提供のために利用することができます。また、損保ジャパン等の間でその取り扱う商品・サービスの案内または提供のために共同で利用することができます。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや損保ジャパンのグループ会社の名称等については、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧ください。

*損保ジャパン等とは、損保ジャパンおよび損保ジャパンの国内外のグループ企業や道路運送車両法や自動車損害賠償保障法で定められている登録情報処理機関などの国内外の提携先・委託先企業をいいます。

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出してください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく損保ジャパンに届け出してください。

自賠責保険への請求は、被保険者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、損保ジャパンにご相談ください。

■「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、損保ジャパンの経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

■ご契約締結後、ご注意いただきたいこと

自動車が譲渡されたときや、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく損保ジャパンへ通知していただき、必要書類の提出をお願いします。

また、自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等は、損保ジャパンへ申し出ていただくことにより自賠責保険を解約することができます。

(注)手続きにあたっての必要書類等の詳細については、損保ジャパンの窓口までお問い合わせください。なお、解約日は損保ジャパンの窓口に必要書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、保険料の全額をお返しすることはできません。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

自賠責保険にご加入いただいていますか?

自賠責保険は強制保険です!

- 自賠責保険は、自動車損害賠償保障法によって、原則としてすべての自動車（二輪自動車・原動機付自転車も含みます。）に加入が義務づけられています。
- 車検時には、車検期間をカバーする保険期間の自賠責保険に加入する必要があります。
車検のない250cc以下のバイクにお乗りの方は、満期時の継続手続きもれにご注意ください。
- 自賠責保険をつけずに自動車を運行しますと法律により罰せられますので、必ずご加入ください。

自賠責保険に未加入で走行した場合…

- 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 免許停止処分（違反点数6点）



自賠責保険の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者※が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。（人身事故にかぎります。）

※被保険者とは、保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者をいいます。
保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

自賠責保険と自動車（任意）保険セットで損保ジャパンにお任せください！

自賠責保険からの支払いを超える対人賠償事故、その他対物賠償事故や車両損害事故に備えて損保ジャパンの自動車（任意）保険へのご加入をおすすめします。また、被害者への補償の面からも自賠責保険と自動車保険は同一保険会社でご加入いただいた方が、万一の際の請求漏れ等も生じずスムーズに一括してお支払いができます。

※自動車（任意）保険の対人賠償責任保険では、自賠責保険等の補償額を超えた場合に保険金をお支払いします。

例) 自動車を運転中に他人を死亡させた場合

※自賠責保険および自動車（任意）保険の対人賠償責任保険（無制限）に加入



この場合、3,000万円※が自賠責保険から、これを超えた4,000万円が自動車（任意）保険から支払われます。

自賠責保険に加入されていない場合、自賠責保険で補償される3,000万円は支払われません。

※死亡による損害の場合、自賠責保険での支払限度額は3,000万円となります。